



川越

2024年1月

農委スポット情報



写真：伊佐沼の日の出

年頭の御挨拶



川越市
農業委員会
会長 石川 秀夫

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃から農業委員会活動への深いご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、物価・エネルギーの高騰や異常気象の影響等、厳しい状況が続いているなか、私たち農業委員会は、農地保全と農業の振興に向けて担い手への農地の集積や遊休農地の解消、新規就農の促進など、農地利用の最適化を目指して鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、本年は、現農業委員等が任期満了となり、2月に第26期農業委員会が発足いたします。次期の農業委員会におきましても全委員が一丸となり、より一層農地利用の最適化を推進し、本市農業の発展に全力を尽くしてまいります。

引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

主な内容

- ◇年頭の御挨拶 …………… 表紙
- ◇川越市農業施策に関する意見書の提出 …………… 2
- ◇農業団体との懇談会を開催 …… 3
- ◇農地取得の下限面積要件の廃止について 他 …… 4

令和6年度川越市における農地利用最適化の推進に係る 施策等に関する意見書を提出



令和5年10月19日、川合善明市長に「令和6年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様の代表である農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見・要望を募り、令和5年9月27日開催の第477回川越市農業委員会総会において討議し、議決されたものです。

要望事項は以下のとおりです。

1 優良農地の保全等の推進のための支援

- (1) 農業基盤の整備の推進について
- (2) 多面的機能支払交付金の活用について
- (3) 農地の保全・管理対策について
- (4) 遊休農地の発生防止・解消について

2 営農環境の維持・向上の推進のための支援

- (1) 農道及び農業用水路の整備について
- (2) 農業用水の水質保全について
- (3) 農業用井戸について
- (4) 有害鳥獣対策について
- (5) 河川環境の整備について

3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援

- (1) 新規就農等への支援について
- (2) 農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について
- (3) 女性農業者の支援及び育成について
- (4) 農業者を対象とする各種研修会について
- (5) スマート農業の推進について

4 その他農業振興のための支援

- (1) 川越産農産物の普及について
- (2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について
- (3) 農業イベント等の充実について
- (4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消(商)」について

5 その他

- (1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について
- (2) 災害対策について
- (3) 不法投棄の防止について
- (4) 農地における野焼きについて
- (5) 農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備について



詳しくはこちら

川越市農業研究団体連合会との

懇談会を開催

令和5年9月27日に、川越市環境プラザ3階研修室において、川越市農業研究団体連合会の皆様と農業委員及び農地利用最適化推進委員との懇談会を開催いたしました。



この懇談会は、地域農業の振興を図るため、各種団体の皆様からさまざまなご意見を伺い、本市農業施策に役立てるとともに、参加者と本市農業の現状を共有することを目的に実施しています。

懇談会で出された主な意見は次のとおりです。

○作業受託を頼まれる農地が増えているが、人数がおらず後継者がいない。

○後継者不足のため早急に対策を進めてほしい。

○新規就農者に対して、自立できるまで生活の支援をしてほしい。

農業委員会では、今後も各種団体の方々との懇談会を実施してまいります。

農地を相続した場合は「農業委員会への届出」が必要です

農地の権利を相続等で取得した場合は、農業委員会にその旨を届出することが義務化されています。「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出をお願いします。届出書は、市のホームページからダウンロードできます。



詳しくはこちら

農地の管理は適正に
お願いします

耕作されていない農地に、雑草が生い茂って困っているといたった苦情が多数寄せられています。荒廃した農地は、病害虫や火災の発生原因となるだけでなく、見通しが悪くなるこ

とで交通事故を誘発したり、ゴミの不法投棄の温床となるなど、地域環境に重大な影響を与える可能性があります。農地を所有する方は耕作されない場合も、定期的な耕うんや除草など農地の適正管理に努めるようお願いします。

農地改良後は農地として
利用してください

農地の有効利用や耕作の利便性向上のために盛土等（農地改良）を行うときは、工事の前に農業委員会へ農地改良の届出又は県知事の一時転用許可が必要です。無届（無許可）で行うと農地法違反になる場合がありますので注意をお願いします。また、大切な農地に耕作に適さない土を入れられることが無いように、工事は信頼できる業者に依頼しましょう。

農地取得の下限面積 要件の廃止について

令和5年4月1日より農地法の一部が改正され、農地の権利取得および権利設定において下限面積要件が撤廃されました。本要件が廃止されたことにより、農地取得後の耕作面積が50アールを超えない農家でも、農地取得が可能となります。

ただし、左記要件等は引き続き、すべての要件を満たす必要があります。

- ・経営農地と申請地の全てを効率的に利用すること
- ・年間150日以上農作業に携わっている
- ・その農地を取得しても、周辺の農地利用に支障がないこと



詳しくはこちら

農政課からのお知らせ

ナガエツルノゲイトウの発生について

繁殖力が非常に強い特定外来生物に指定される雑草です。処理方法等、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

農政課経営支援担当

TEL 224・5939



詳しくはこちら

ナラ枯れ被害について

「ナラ枯れ」とは、「カシノナガキクイムシ」という虫がナラ類などの樹木に穿入（せんいゆう）し、木を枯らしてしまう現象です。被害木については、枯死や倒木等に至る危険がありますので、所有者の責任で処理を行っていただく必要があります。処理方法等は、専門業者に相談することをおすすめします。

農政課農地保全担当

TEL 224・5939



詳しくはこちら

全国農業新聞を 購読しませんか？

【発行日】毎週金曜日

【購読料】月700円

【お申込み】

農業委員会事務局まで
(TEL 224 - 6134)



農委スポット情報では、「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント・取組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は「国民年金だけでは老後の生活が不安」という農業者のためにつくられた公的年金制度です。農業者年金は、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、様々な優遇措置があります。

- 支払った保険料が全額社会保険料控除
- 年金資産の運用益も非課税
- 受け取る年金も公的年金等控除の対象
- 死亡一時金は非課税



興味をお持ちの方は、お近くのJA又は農業委員会事務局にお尋ねください。戸別訪問での御案内もいたします。